

ウェーバーの行為論について —『理解社会学のカテゴリー』をテキストとして—

後藤 伸

はじめに

本稿は、ウェーバーの『理解社会学のカテゴリー』（以下『カテゴリー』と略記して引用¹）をテキストとして、そこに開示されている行為類型ならびに集合表象の展開を検討するものである。次節以降にみるように、ウェーバーはみずからの社会学における分析単位を他者に向けられた個人の意図的な行為にもとめ、それを土台にして集合的な表象を解き明かすという研究方法をとっている。個人の意図的な行為を出発点とするという意味で、ウェーバーの方法はあきらかに個人主義的である。つまり、行為主体はあくまでも個体としての人間であって、ある出来事や状態を意図し生成するような集合的主体を想定（実体化）することは斥けられている（本稿第Ⅰ節を参照）。とはいえ、その行為主体としての個人は、他の人間と切り離されて単独で意図-行為する行為者としてのみとらえられているわけでもない。本稿でも取りあげるように、他の行為者との関係性を保ちながら、しかも場合によってはその関係性に特有な表象（集合性）をともないながら行為する主体としてもとらえられているのである。ウェーバーは、集合的な事象を個人の意図-行為に帰属させる還元主義の立場をとると同時に、確かな集合性に導かれて個人の意図-行為が共同行為を構築していくという構成主義的な立場にも立っていると考えられる。

そこで、以下の第Ⅰ節では、ウェーバーの行為論に関する方法論的な前提を簡単に確認したあと、つづいてかれの行為類型と集合表象をそれぞれ第Ⅱ節と第Ⅲ節で紹介する。以上は『カテゴリー』論文の筆者なりの読み込みを

1 ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』の邦訳は海老原明夫・中野敏男訳 [1990] を使用する。この訳書ではキーワードと思われる語句には原語を併記しているが、引用に際してこれを省略した場合がある。なお、以下でページ数だけの表示は邦訳の『カテゴリー』からの引用ページである。

要約したものである。第Ⅳ節では、ウェーバーが複数の行為者の主観において特有なものが創出されると指摘する「共同行為（協働行為）」について、これに関する近年の研究動向の一部を踏まえながら検討する。そこでは、ウェーバーの言う人間行為の「拘束性」は何に由来するかの考察が中心となる。最後の「補論」では、ウェーバーの貨幣による交換についての筆者の覚書を載せた。これは、貨幣による交換を一つの素材として、『カテゴリー』で展開された「諒解」概念が目的合理性の概念に置き換えられたことを論じたものである。

Ⅰ ウェーバー行為論の方法論的前提

ウェーバーはみずからの社会学の出発点を個人レベル、それも個人の行為にしている。かれはいう：

考察の目標が「理解すること」にあるということは、…（略、以下同じ）
理解社会学が、個々人とその行為とを最小単位として、あるいは…「原子」として扱う理由でもある。…この考察方法にとっては、個人は上に向かっても限界をなすのであり、個人は意味をもった行動の唯一の担い手となる（pp.37-38. 圏点は引用者補、以下同じ）

ウェーバーの考察方法は、分析の最小単位（「原子（Atom）」²）として個人とその行為に＜下向＞し、そこから＜上向＞していくも個人が上限となる。いわば極小化しても極大化しても、理解可能な分析の限界＝境界はいずれも個人とその行為である、と述べている。さらに、かれは社会学の対象となる集合表象を一つの実体として扱うことを否定し、これをすべて個人とその行為に還元することの必要性を述べる。すなわち：

「国家」や「仲間団体」や「封建制」などの概念は、…人間の特定種類

² 『カテゴリー』では、個人を「原子」とみる記述はここ一箇所でされているが、それは「問題ある比喩を用いることがここで一度だけ許されるとすれば」（p.32）という、きわめて限定つきで使用されている。

の共同行為のカテゴリーを表現しているものであり、だからこそそうしたカテゴリーを「理解可能な」行為へと、すなわちとりもなおさず参与している個々人の行為へと還元することは社会学の課題なのである (p.38)

ここで使われている「共同行為」がなにかは説明されていないが、³その担い手はあくまでも「共同行為」に「参与している個々人」であり、集合表象をその「個々人の行為へと還元する」ことが社会学の課題であるとしている。⁴

もちろん、国家、仲間団体、封建制度といった集合形成体の表象を個々の人間の行為に還元してそれで終わりではなく、そこで理解可能となった個々の行為から集合形成体を再度とらえかえしていく作業がはじまる。還元すると同時に、いわば構築的に組みあげていくための行為概念を、ウェーバーはどのように展開しようとしているのであろうか。まずはウェーバーの行為論の出発点であるゲマインシャフト行為からみていこう。

II 行為の種類

ウェーバーは『カテゴリー』においてさまざまな行為類型を挙げているが、本稿では基本的な類型として「ゲマインシャフト行為」、「ゲゼルシャフト行為」、「諒解行為」の三類型をとりあげる。

II-1 ゲマインシャフト行為

人間の活動一般を表す行動 (Verhalten) とは区別して、ウェーバーは行為 (Handeln) をつぎのように定義している：

「対象」に向けられた理解できる行動、すなわち…「抱かれ」あるいは「念頭に置かれた」何らかの(主観的)意味によって特定されている行動⁵(p.13)

³ これについては、第IV節でふたたびとりあげる。

⁴ この還元主義はウェーバーの最晩年の著作でも変わっていない。すなわち、『カテゴリー』について執筆された社会学方法論である『社会学の基礎概念』(以下『基礎概念』と略記して引用)でもつぎのように明言されている：「社会学にとっては、…「行為する」集合人格というものはない。『基礎概念』:21.

⁵ 傍点は訳書のとおりで、原文の隔字体の部分にあたる。以下同じ。

つまり、行為は、なんらかの「対象」に向けられた行動であり、その行動は行為者が主観的に抱いた意味をもって対象に関連づけられる。ウェーバーは行為の定義につづいて、つぎのような例示をあたえている：

仏教徒の瞑想やキリスト教徒の禁欲的精神態度は行為者にとって「内的」な対象に、また合理的・経済的な物財の処分は「外的」な対象に、主観的な意味の上で結びつけられている (p.13)

上記の例示では、対象は心的な事象や物であって、自分以外の人間に向けられたものではない。この行為の向けられる対象が「他の人間の行動」となる場合、それをウェーバーはゲメインシャフト行為と呼んでいる。すなわち：

人間の行為が当人の主観において他の人間の行動へと意味の上で関係づけられる場合、われわれはそれを「ゲメインシャフト行為」と呼ぶことにする (p.43)

ウェーバーのいうゲメインシャフト行為 (Gemeinschaftshandeln) ⁶は、「他の人間の行動」と関係づけられているため、あきらかにそれは、のちの『基礎概念』でいうところの「社会的行為」⁷にほかならない。ゲメインシャフト行為を規定したあと、ウェーバーは、このゲメインシャフト行為の「構成要素」についてつぎのように述べる：

ゲメインシャフト行為の…重要かつ正常な構成要素となるのは、その行為が、他者の特定の行動についての予想や、そうした予想を勧奨しつ

6 ゲメインシャフト (Gemeinschaft) という言葉からは人びとの集まりという、ある集合性が連想される。その集合性が想定されるなかで人が他の人に向けてある行為をおこなうという意味で、それをゲメインシャフト行為と呼んでいるのではないかと思われるが、推測の域をでない。

7 ウェーバーは、『基礎概念』において「社会的行為」をつぎのように定義している：
「社会的」行為とは、行為者または諸行為者によって思念された意味にしたがって他者の行動に関係させられ、かつその過程においてこれに方向づけられている行為のことをいうべきである (『基礎概念』:7)

つ自己自身の行為の成果について（主観的に）見積もった可能性に、意味の上で方向づけられるということである（p.44）

この構成要素でのキーワードは「予想」と「可能性」である。ウェーバーがあげるサイクリストの例で、これを敷衍して考えてみよう。自転車に乗った他者がそのまま直進してくると「予想」して、乗っている自分の自転車との衝突を避けるには自分の自転車の進行方向を転じればよいと（主観的に見積もった）「可能性」に、自分の行為を方向づけていく場合、その人はゲマインシャフト行為をとることになる。これは、他者が存在しない場合に、目的地に通じる道路を走行していて自分の自転車を右にあるいは左に転じるという行為とは違う。ゲマインシャフト行為は、あくまでも他者の特定の行動についての「予想」と、その予想にもとづく自身の行為の成果についての「可能性」とに方向づけられているのである。人間の目的合理性を前提とすれば、⁸ 当然のことながら、「他者」も、自分と同じように「予想」と「可能性」に方向づけられたゲマインシャフト行為をとると期待されよう。その結果、サイクリストのどちらも衝突を避けられるケースもあれば、進行方向の転じ方しだいでは衝突するケースもある。しかし、後者のケースは、たがいがその存在を知らないままの衝突、たとえば出会いがしらの衝突のようなケースではない。たがいに相手との衝突を回避しようとしながら、それぞれの主観的に見積もった「可能性」、つまり相手が直進しても自分は右（左）に転じれば衝突は回避できるであろうという各人が見積もった「可能性」が、たまたま実現しなかったケースといえる。

このサイクリストの例をもう少しづけよう。サイクリストの間では、たがいに他者の行動についての予想を抱く。この予想は、近い将来に生じるであろう事象についての信念と言い換えることができる。一般に、世界内事象についての信念の表象内容は、真か偽かのどちらかである。サイクリスト同士の自転車がそのまま走行すれば正面衝突するかどうかの真偽は、将来生じ

⁸ ここで合理的行為とは、一義的に把握された目的を達成するに適合的にとらえられた手段をもって行われる行為を指す。p.19.

るであろう世界内事象によって確かめられる。⁹しかし、サイクリストはこのままでは衝突するであろうという将来の事象に向けての信念をもち、自転車の衝突を回避したいという願望を抱く。この自転車の衝突が回避されること、という表象内容をもつ願望は行為者の意図である。意図は一般に、世界内事象がそのように実現されれば充足される。¹⁰もちろん、その充足は自動的になされるわけではなく、サイクリストの進行方向の転換という、「予想」と「可能性」とに方向づけられた行為がなされなければならない。その場合にもう一つ条件をもうけて、サイクリストの間で進行方向については道路の左側を走行するという合意あるいは取り決めがあるとしよう。この条件をおくと、たがいが他者の行動についての予想や、それにもとづく主観的に見積もった可能性は、格段にたかまることになろう。というのも、各行為者は「自分自身が考えている意味に従えば、その協定の「遵守」が他の人々にとって動機になると期待できる」(p.45)と信じるからである。ここには、ゲマインシャフト行為でありながら、さらに、制定された秩序（例示では自転車の左側通行）にもとづく予想に準拠しながら方向づけられるような行為が分節化されることになる。このような行為は、ウェーバーによってゲゼルシャフト行為と呼ばれている。

II-2 ゲゼルシャフト行為

ウェーバーは、ゲマインシャフト行為が下記の要件を備えている場合、それをゲゼルシャフト行為（Gesellschaftshandeln）と呼んでいる。すなわち：

-
- ⁹ もし、二人の乗っている自転車がまったく異なる道路を走行していれば、衝突は生じない。この場合、信念は偽となり、信念を世界内事象に適合するためには（＝充足するためには）それまでの信念を変える（訂正する）必要がある。それゆえ、信念の場合の充足条件については「心の世界に対する（mind-to-world）」適合方向があると、ジョン・サルは述べる（『志向性』p.11）。
- ¹⁰ サールによれば、願望（意図）の場合、その表象内容のとおり世界内事象が実現され・応じられる（適合する）ことが充足条件となる。それゆえ、願望（意図）の場合の充足条件は「世界の心に対する（world-to-mind）」適合方向をとる（同上）。ちなみに、上記の信念の充足条件および願望（意図）の充足条件が行為者の主観においてのみならず、世界内事象のうちに客観的に存在する（可能性がある）かどうかの判断が、ウェーバーのいう「客観的可能性判断」（p.44）と考えられよう。

1. そのゲマインシャフト行為が、秩序（Ordnung）にもとづいて立てられた予想に意味上準拠しつつ方向づけられ、しかも、
2. その秩序の「制定（Satzung）」が、ゲゼルシャフト関係にある人々のいかなる行為が結果として予想されるかを考慮しつつ、純粋に目的合理的に行なわれ、さらに、
3. その意味上の準拠・方向づけは、行為者の主観において目的合理的に行なわれる（pp.49-50）

さきにみたように、ゲマインシャフト行為は、行為者の、他者の行動についての予想と、その予想にもとづいた自己の行為の成果についての主観的に見積もった可能性とに、方向づけられるものであった。ここで言われるゲゼルシャフト行為も、行為者の主観的な意味づけをもっておこなわれることに変わりはない。ただし、ここでの行為者は、関係する他者がとるであろう行為についての予想を、制定された秩序にもとづいて立てるとされる。この制定された秩序は、①「ある人間による他の人間に対する一方的な要請」（「極限事例では明示的な要請」として、あるいは②「人々相互の双方向的な意思表示」（「極限事例では明示的な意思表示」として成立するものである（p.50）。¹¹ どちらの場合も行為者たちが念頭においているのは、「ある特定の種類の行為がなされるべきものと見込まれ、あるいは、期待されているのだということである」（p.51）。

もちろんこの予想（見込みや期待）は、行為者の主観に属する。第一に、制定秩序それ自体の解釈は、人によってまた時の経過とともに、変わっていく可能性がある。第二に、ゲゼルシャフト関係にある人びとすべてが秩序を「遵守」するとはかぎらない（ウェーバーのあげるカードゲームにおけるイカサマの事例。p.52）。しかしながら、制定された秩序を介してゲゼルシャフト関係にある個々人は、「他の人々〔が〕制定された秩序を遵守することが行為の準繩であると受けとめている「かのように」平均的に行動するであろうと、…予想している」（p.53.〔〕内は引用者による語句の置き換えあるいは補足、

¹¹ 折原は、①をウェーバーが『カテゴリー』の第7節で言及する「授与」（p.114）、②を「協定」とそれぞれ同定している。折原 [2013]:27.

以下同じ)のである。

このようにゲゼルシャフト関係にある人びとについてたがいに秩序に合った行動すること(「秩序適合的ゲゼルシャフト行為」)が期待できる場合、その秩序は守られる可能性がある。ウェーバーはこれを秩序の経験的妥当と呼んでいる(p.54)。その場合、ゲゼルシャフト関係にある関与者たちの間で、秩序に対する、主観的にとらえられた意味での「適法性(Legalität)」が自分たちに「義務づけられている」という、主観的見解が流布しているほど、他者の行動に関する「予想」はより確実に「根拠づけられる」ことになる(pp.58-59)。この秩序に対する適法性の、とくに「義務づけられている」という意識は、第三の行為類型「諒解行為」についてもひとしく重要である。つぎに、「諒解行為」についてみていこう。

II-3 諒解行為

ウェーバーは『カテゴリー』の第6節で、諒解(Einverständnis)および諒解行為(Einverständnishandeln)について、つぎのように説明している。すなわち：

諒解という概念をもって、…次のような事態を理解することにしよう。その事態とは、他の人々の行動について予想を立てそれに準拠して行為すれば、その予想の通りになってゆく可能性が次の理由から経験的に「妥当」しているということであり、その理由とは、当の他の人々がかの予想を、協定が存在しないにもかかわらず自分の行動にとって意味上「妥当なもの」として実際に扱うであろうという蓋然性が客観的に存在している、ということである。…そうした「諒解」の可能性への準拠に制約されたかたちでなされる、そしてその限りでのゲマインシャフト行為の総体を、「諒解行為」とよぶことにしたい(pp.85-86)

「諒解」および「諒解行為」についての上記引用文の内容は、つぎのように箇条書き的に整理できよう。

- (i) 行為者は他の人びとの行動についての予想をたててそれに準拠して行為する
このことは、当該行為がゲメインシャフト行為であることを意味している。
- (ii) 当該の行為者と「他の人々」との間に事前の「協定」は存在しない
このことは、当該行為がゲゼルシャフト行為ではないことを意味している。
- (iii) 「他の人々」が当該行為者の予想を自分たちの行動にとって「妥当なもの」としてとり扱う蓋然性が存在する
「諒解」とは、この当該行為者の予想を他者が「妥当なもの」としてとり扱う蓋然性（発生確率の高い可能性）を指示する。
- (iv) 「諒解－可能性」に方向づけられ、同時にその可能性に制約されたかたちで経過するゲメインシャフト行為の総体を「諒解行為」とよぶ

ウェーバーは、諒解行為を行為類型の一つとして分節化するに際して、上記に引用したような定式化を節の冒頭からいきなりおこなっているわけではない。関与者たちの間に「協定」という制定された秩序がないにもかかわらず、それがあたかもある「かのように」人びとの行動がとられる現象をいくつかあげて叙述をすすめている。たとえば、驟雨にあった群衆が一斉に傘をひろげる、といった「大量的・斉一的」行動である（pp.80, 82）。だが、このような「大量的・斉一的」群衆行動は、個々の人びとの行為の意味上の関連づけがおこなわれていないことから、ゲメインシャフト行為のカテゴリーには入らない。またゲメインシャフト行為として有意味的に関連づけられている場合でも（貨幣による交換行為や発話行為など）、「協定」がある「かのように」という特徴づけが可能であるが、しかし、この「かのように」という表現はこれらゲメインシャフト行為の外面的類似性を示す以上のものではない。かくして、「かのように」は、例示であげてきた諸行動・諸行為を識別するための有効なメルクマールを与えるカテゴリーではないとしてこれを斥け、さきの諒解とそれにもとづく諒解行為というカテゴリーを導入しているのである（pp.80, 85）¹²。

¹² したがって、ウェーバーの言う諒解概念が「かのように」という表現と密接不可分なものとする必要はない。諒解概念は、他の人びとが当該行為者の予想を自分たちの行動にとって「妥当なもの」として扱う蓋然性が存在するものと理解すべきである。ウェーバーはま

ところで、ウェーバーのいう「諒解」において、他の人びとは「〔行為者の〕予想」を自分にとって「妥当なもの」としてとり扱う蓋然性が客観的に存在する、となぜいえるのであろうか。ウェーバーは、行為者の予想が客観的に根拠づけられることについて、これを「支配」¹³との脈絡において、つぎのように説明する：

ただ単に他の人（々）の行動に関する「予想」に準拠するだけ（たとえば「服従者」が「支配者」をただ単に「恐れる」ということ）であれば、それは〔諒解の〕極限事例であり、高度に不安定なものであることを意味する…。なぜなら、諒解の場合においても、「諒解関係にある者たち」が（本人の主観からみて）「諒解に適っている」ある行為を自分にとっても（いかなる理由からであれ）「義務づけられている」と平均的にみなすだろう、という事態がありうべきこととしてあてにできればできるほど、「予想」はそれだけ客観的に「根拠づけられる」からである。協定もまた究極的には、この「適法」諒解によって「妥当」している（pp.88-89）

ある行為が「諒解に適っている」と相手に受けとめられ、かつ相手がそれを自分にとって「義務づけられている」として受容する「適法-諒解」が、諒解行為の客観的妥当性を根拠づけているという。さらにウェーバーは、諒解関係にある人びとの間では、「〔純粹型の〕諒解は経験的にはほとんど不可侵に妥当する「規範（Norm）」をなす、ということさえありうる」（pp.89-90）と述べる。ここには、行為者の他の人びとに対する予想とそれに準拠した行為という一方向的な関係だけではなく、自他の予想の妥当性をたがいに測深しつつ行為を繰り返しながら、ある社会的規範を構築していくという、力動的な社会的行為が想定されていると考えられよう。だが、この点については、

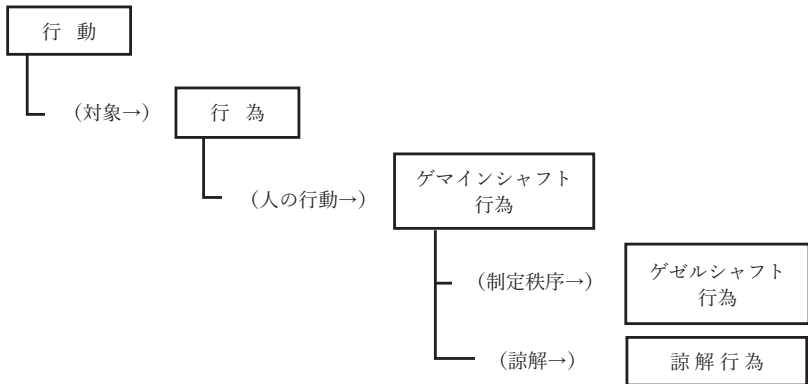
た、妥当する諒解は協定の要素をなんら含んでいないことから、「暗黙の協定」や「納得していること」とは区別されなければならないと強調する。pp.89, 115.

13 『カテゴリー』における支配の定義はつぎのとおり：

〔支配とは〕一方の行為（「命令」）の他方の行為（「服従」）への意味の上での関係づけ、そして、それと対応した逆の方向の意味上の関係づけが、双方の行為が準拠する予想の実現を平均的にあてにすることが許されるようなかたちで存在する、ということの意味する（p.85）

本稿の第Ⅳ節でふたたびとりあげることにする。

ここまでのウェーバーによる行為類型をまとめて図示すれば、第1図のとおりとなる。この図において、鉤形の線は前段の四角に囲った行為類型から後段の同じく四角に囲った行為類型へと分節化していく過程を示す。また、括弧内は、分節化するに際してのおもな参照基準とその作用結果（矢印）を示している。たとえば、「ゲマインシャフト行為」が「行為」から分節化するに際しては、行為者が方向づけられ準拠する参照基準が内的・外的な「対象」一般から他の「人の行動」へと移ることによって、「ゲマインシャフト行為」という結果がもたらされる。同じく、「ゲマインシャフト行為」から「ゲゼルシャフト行為」と「諒解行為」がそれぞれ分節化するに際しては、行為者の準拠する参照基準は前者の場合は「制定された秩序」であり、後者の場合は「諒解」である。



第1図 主要な行為類型の分節化過程

資料：『カテゴリー』の記述から筆者作成

Ⅲ さまざまな集合表象

第Ⅰ節で述べたように、ウェーバーは国家、仲間団体、封建制などの集合表象を、個々の個人の行為に還元すべきことを提唱するが、還元して終わり

なのではない。行為類型の確定からふたたび集合表象をとらえかえすという作業をおこなっている。本節では、集合表象として「目的結社」、「アンシュタルト」、「団体」の三つをとりあげ、とらえかえしの作業をみていこう。

第Ⅱ節で述べたように、行為類型では人間の活動一般を意味する「行動」を起点として、そこから各種の行為類型を分節化していく方法がとられていた。集合表象をとらえかえしていくに際しては、これとは逆に、ひとまず条件の完備した集合表象を関係する行為類型との関わりから提示し、そこから徐々に条件の一部を緩めないし解除することで、残りの集合表象を規定するという方法をとっている。¹⁴この条件の完備したものとして位置づけられているのが「目的結社」である。そこで、まず目的結社からみていこう。

III-1 目的結社

ウェーバーによれば、目的結社 (Zweckverein) とは「ゲゼルシャフト関係の合理的な理念型」(p.62)であり、「ゲゼルシャフト行為の内容と手段についての、すべての関与者によって目的合理的に協定された秩序を伴っている、ゲゼルシャフト行為」であるとされる (p.62)。この目的結社においてどのような行為の内容と手段とが協定されるのかについては、つぎの諸点があげられている：(pp.62-63. 下記文頭の小文字のローマ数字は引用者補)

- (i) 「どんな (あるいは、どうやって選ばれる) 人々 (「結社機関」) による、いかなる形態で遂行された、どんな行為が「その結社に帰属させ」られるべきなのか…またこれらのことは、ゲゼルシャフト関係にある人々にとってどのような「意味」、言い換えるとどのような帰結をもつべきなのか」
- (ii) 「ゲゼルシャフト行為の協定された目的 (「結社目的」) にとっては、物財や労役が利用されるものなのか、また利用されうるとすればどのような物財や労役が利用されるのか (「目的資産」、…さらに、どの結社機関がいかにその目的資産を処分すべきか」
- (iii) 「関与者たちは結社目的のためにいかなる労役を提供すべきか、いかなる

¹⁴ これは行為論を基礎に集合表象を説いていく手順なのであって、『カテゴリー』における記述の順序ということではない。

行為が関与者たちに対して「命ぜられ」、「禁止され」、あるいは「許されるのか」、関与者たちの方では関与しているということを根拠にいかなる利益を期待できるのか」

- (iv)「結社機関は協定された秩序の遵守を確保するために準備を整えておくべきなのかどうか、そうすべきとすれば、どの結社機関がどのような条件の下でどのような手段を用いてするのか（「強制装置」）」

先に述べたように、ウェーバーの集合表象は条件を完備した目的結社を基準に、それから条件を解除していくことで各種の集合表象を説明しているため、やや長めの引用となった。ウェーバーの掲げる条件は上記引用文中のカギ括弧に示されている。いま一度確認しておけば、つぎのとおりである。

ゲゼルシャフト関係にある関与者たちが、それぞれの行為の内容と手段について協定することで「結社機関」を形づくる。つまり、結社機関は協定した人びと（＝関与者）の集まりである。結社機関はこれら関与者の「協定目的」を達成するためつくられるが、そのためには物財と労役という「目的資産」の利用が必要であり、その処分（＝利用）の仕方についても協定される。なかでも、労役の提供者である関与者については、「命ぜられ・禁止され・許される」事項が定めらる。そして、結社機関には、協定された秩序の遵守を確保するための手段として「強制装置」が存在する。この「強制装置」も物的な装置というよりも、遵守を確保するために必要な措置を講ずる任にあたる関与者たちの集合（結社の部分集合）ととらえられる。目的結社の場合、これら一切のことが関与者との間の協定としてとり結ばれる。ウェーバーは協定に準拠した行為、つまりゲゼルシャフト行為とは別に、このような「協定すること」を意味する行為を「ゲゼルシャフト関係形成行為（Vergesellschaftungshandeln）」（p.64）と呼んでいる。

ウェーバーによれば、目的結社が「完全に発展した場合には、一時的なものではなく持続的な「社会形成体」（p.65）となる。つまり、「ゲゼルシャフト行為に関与している人々が交替しても、…それゆえ当然に——理念型的な極限ケースとしては——常に特別な新しい協定が結ばれるような場合でも、その目的結社〔は〕同一であり続けているものとして考察する」（p.65）こと

が可能となる。

ウェーバーは、このような目的結社において列挙した条件の一部を外すかたちで、「アンシュタルト」を規定する。つぎにこれをみていこう。

III-2 アンシュタルト

アンシュタルト (Anstalt) は辞書的には一般に公共施設や企業などを意味する。しかし、ウェーバーはアンシュタルトを集合表象の一つとして、つぎのように説明する：

(1) 自発的な「目的結社」とは対照的に、本人の言明とは無関係に純粋に客観的な要件にもとづいて帰属させられること、(2) …〔意図的・〕合理的秩序と強制装置とが存在していて、それもまた行為を規定しているという事実——これらの事態が備わったゲマインシャフトを、われわれは「アンシュタルト」と呼ぶことにしたい (p.110)¹⁵

ウェーバーは上記でいうアンシュタルトの例示として、「国家」と呼びならわされている政治ゲマインシャフトや、「教会」と呼びならわされている宗教ゲマインシャフトをあげている (p.110)。確かに、ウェーバーの言うように、国家という政治ゲマインシャフトにおいては、人びとは「特定の人々からの出自」や「特定の地域内での出生」といった、「本人の言明 [= 意思表示] とは無関係に純粋に客観的な要件にもとづいて〔当該国の一員として〕帰属させられる」(p.109)。この点で、さきの目的結社の場合にすべての関与者がゲゼルシャフト関係における手段、目的、秩序に関する協定を結ぶことで「結社機関」に帰属したことは異なる。アンシュタルトの場合の関与者は「自分では何もしないのに、…関与させられ」(p.108) ることになる。

15 ウェーバーはここで「ゲマインシャフト」という言葉を単独で用いているが、この言葉自体を別途に定義しているわけではない(注6を参照)。「カテゴリー」において、かれは「ゲマインシャフト」を単独で用いるとともに、合成語としてもおおく使用している——たとえば、家ゲマインシャフト、言語ゲマインシャフト、市場ゲマインシャフト、宗教ゲマインシャフト、人種ゲマインシャフト、政治ゲマインシャフトなど。このようにさまざまな社会事象に言及して使われており、いずれもある種の集合性が想定される。ただ繰り返せば、その集合性の成立要件は明示的ではない。

しかしながら、アンシュタルトにこのように関与させられた人びとについては合理的に制定された秩序（「アンシュタルト制定律」 p.114）に準拠して行為することが予想される。それは、人びとが「当のゲマインシャフトにとって構成的なゲマインシャフト行為への参加を「義務づけられている」ものと経験的にみなされ[る]」（p.109）からである。かくして、このような「アンシュタルトを構成するアンシュタルト行為」（p.112）については、アンシュタルト制定律のもので、どのような行為が「命ぜられ[たとえば兵役義務]」、「禁止され[脱税行為]」、あるいは「許されるのか[投票行為]」が決められている。また、かりにそれに「反抗したとしても「強制装置」によって参加を…強いられる可能性が存在する」（p.109）のである。それゆえ、「個人のゲマインシャフトへの通常の入り方は、彼が関与するように「産み込まれて」「教え込まれる」ということになる」（p.109）。

だが、人びとが「産み込まれ」「教え込まれる」ゲマインシャフトのすべてがアンシュタルトであるわけではない。そのようなものとして、ウェーバーは「家ゲマインシャフト」や「言語ゲマインシャフト」をあげる。両者とも「合理的な制定律を欠いている」（p.110）からである。そしてウェーバーは、「家ゲマインシャフト」のような、人びとが「産み込まれ」「教え込まれる」ゲマインシャフトであり、同時に、人びとの行為が制定律ではなく諒解にもとづくゲマインシャフトを指すものとして「団体」という集合概念を導入する。

III-3 団体

上述のように、ウェーバーによれば、家ゲマインシャフトは「団体(Verband)」として類型化されるゲマインシャフトの一つである。家ゲマインシャフトを含め、ウェーバーは団体として、つぎのものを列挙する：

かなり純粋な類型の「団体」と言えるのは、「家長」を権力者とする原生的「家ゲマインシャフト」、君主を権力者とする合理的制定律を欠いた「家産制的」な政治形成体、権力者である「預言者」と「使徒たち」のゲマインシャフト、そして、たとえば世襲「教主」を権力者とするもっぱら諒解によって存立する宗教「教団」などである（pp.111-112）

これらさまざまな団体で営まれる「団体行為」は、「制定律ではなく諒解に準拠した行為」、つまり諒解行為であるという（p.111）。すでに述べたように（Ⅱ-3）、諒解とは、関与するすべての人びとによる協定がないにもかかわらず、行為者（上記の引用では「権力者」）がみずからの予想（要請あるいは命令）を他の人びとが自己の行動にとって「妥当なもの」として受けとるであろう蓋然性に依拠するものであり、人びとがそれに準拠して行為しようとするれば、それは諒解行為となる。かくして、ウェーバーによれば、団体における諒解行為とはつぎのことを意味している：

- (1) 個々人は、本人が参加しようとして目的合理的に何かをすることなしに、諒解によって参加したものとみなされ、そして、
- (2) そのために制定された秩序がないにもかかわらず、その都度特定の人々（権力者）が、諒解によって実効力をもつ秩序を、諒解によって団体に属するとみなされている関与者たちの行為に対して発令し、さらに、
- (3) その特定の人々自身、あるいは他の人々は、諒解に反して行動する参加者に対して、どんなかたちにおいてではあれ物理的ないし心理的な強制を場合によっては行使する用意がある（p.111）

引用にあるように、団体の参加者は、とくに目的合理的に指向されたこと（たとえば加入のための資格試験に通るといったこと）とは無関係に、その団体への参加が「諒解によって」もたらされる。その団体においては、それを目標に制定された秩序はないにもかかわらず、特定の人びと（権力者）が、「諒解によって」団体に数え入れられる参加者たちの行為に対して秩序をその都度発布し、それは「諒解によって」効力をもつ。さらに、諒解に反した行為をとる参加者に対しては、権力者ないし他の人びとが身体的ないし心理的な強制を執行する心構えでいる。

ウェーバーは、このように団体および団体行為を導入したうえで、現代文明のもとでは、ほとんどすべての団体行為が部分的には合理的な秩序によって方向づけられていることを指摘する。たとえば、「家ゲマンシャフト」は国

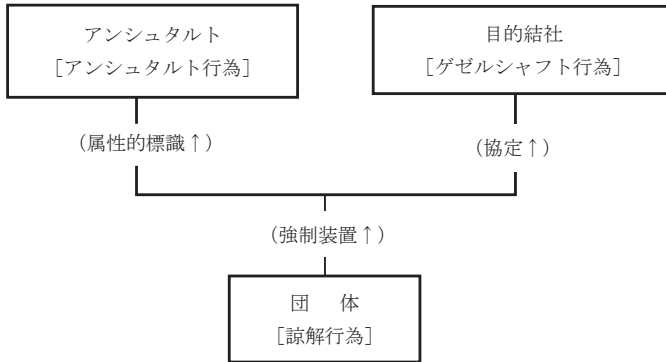
家アンシュタルトによって制定された「家族法」によって秩序づけられている、というようにである (p.112)。このことは、団体行為が基層となって、アンシュタルト行為がその上から層的に重なるイメージをいだかせる。事実、ウェーバーはつぎのように述べている：

「アンシュタルト行為」は「団体行為」の合理的に秩序づけられた部分であり、アンシュタルトは部分的に合理的に秩序づけられた団体である (p.113)

それゆえ、団体行為がアンシュタルト行為の基層にあるとすれば、団体行為を構成する諒解行為は、目的結社を構成するゲゼルシャフト行為よりも、空間軸としてより広範囲であり時間軸として古層に属するといえよう (p.113)。¹⁶

この集合表象の層的な積み重なりを踏まえて、以上の集合表象間の関係を図示すれば第2図のようになろう。第1図と同じく、鉤形の線は下段の四角に囲った集合表象（およびそれを構成する [行為類型]）から上段の同じく四角に囲った集合表象（およびそれを構成する [行為類型]）へと分節化していく過程を示す。また、括弧内は、分節化するに際してのおもな参照基準とその作用結果（矢印）を示している。

16 松井は、「原生的」なゲメインシャフト（家、近隣、氏族）がより高次のゲメインシャフト（種族、国民）に繰り入れられ利用される側面を、ゲメインシャフトの重層性と呼んでいる。そこでは、人びとは（擬制された）共属信念を創りだし、これを基礎とする「諒解」の空間でたがいに結びついていると指摘する。松井 [2007]:96, 102.



第2図 集合表象間の関係

資料：『カテゴリー』の記述から筆者作成

IV 協働と規範性

以上、ウェーバーの『カテゴリー』における行為類型および集合表象に関する筆者なりの理解を述べてきた。そのうえで、ウェーバーが言及しながらも、従来あまり注目されてこなかった「共同行為」についてとりあげ、そこにみられる「義務づけられている」という拘束性は一体どこに由来するのかを検討していこう。

IV-1 協働行為

『カテゴリー』の後半部分で、凶器を手にした泥酔者の取り押えや重傷者の救助の事例が導入され、そこでは「協同行為」という言葉が使われている(p.91)。この言葉は、実は、本稿第I節の冒頭部分で引用した「[国家]や[仲間団体]や[封建制]などの概念は、…人間の特定種類の共同行為のカテゴリーを表現している」(p.38)という文章の「共同行為」と同じ言葉(Zusammenhandeln)である。第I節でも紹介したように、ウェーバーはこの「共同行為」を「人間の特定種類の…行為のカテゴリー」であるとしながらも、それを個々の行為者の行為へと還元することが理解社会学の課題であるとした。もちろん、この後半であげられている事例の「協同行為」についても、行為類型への分類(および類型の漸移性)が叙述の中心となっている。たとえば、泥酔者の

取り押さえにおける個々の参加者の行為は「大量的・斉一的」な群衆に制約された行為とは異なるゲマインシャフト行為であり、また救助の場合の参加者の行為は参加の継続が「義務づけられている」諒解行為を意味する、などなど。しかしながら、これらの「協同行為」の事例、とりわけ救助の事例では、「単純なゲマインシャフト行為の事実上の合成作用（Zusammenwirken）にとどまらぬものが共に行為する個々人の主観において存在する」（p.91）と述べ、複数の人びとが協力して行為する場合に特有な主観が存在することに注目している。このウェーバーのあげている重傷者の救助事例をもうすこし敷衍してみよう。

ある重傷者をなんらかで緊急に救助する場合、ある人は重傷者の意識の有無を確かめ、他の人たちは重傷者を安全な場所に移動させ、また別の人は近くに設置されたAED（自動体外式除細動器）をとりに行く、さらに別の人は救急車を呼ぶ、といった一連の救助活動を手分けしておこなうことが予想される。¹⁷ここでは、一人の重傷者を救助するという共同目的のため、複数の人びとが、必要な場合にはたがいに短かくコミュニケーションをとりながら、それぞれ引きうけた役割を分担しつつ目的実現のために協働する¹⁸、といったことが想定される。もちろん、個々の個人は重傷者を助けたいという個人的な願望（＝意図）をもっている。だが、その個々の個人の意図を単純に寄せ集めただけでは、重傷者を救助するという人びとの間に共有される意図とはならない。ある一つの意図が「〔行為の〕合成作用にとどまらぬものが共に行為する個々人の主観において存在する」ためには、協働する人びとの間でそれが共同意図として共有されていなければならない。つまり、「わたしはA（救助）する意図をもつ」、「あなたはAする意図をもつ」、…といった個人的な意図の寄せ集め（「それぞれのわたしはAする意図をもつ」）ではなく、協働する人びとについて「わたしたちは一緒にAする意図をもつ」という地平が

17 救助事例で、複数の人が「手分けして」救助活動にあたるであろうことはウェーバーも指摘している（p.83）。

18 ここで協働（collaboration）は、複数の人びとがある共通の目的を成し遂げるために協力して働く、という日常的な語義で使用している。

成立していなければならないのである。¹⁹

個人的な意図と集合的な意図との違いはなにか。事例に則していけば、つぎのことがいえよう。緊急の救助を必要とする重傷者がいて、その場にいわせられた一人の個人が助けたいという個人的な意図をもつ。しかし、その個人が別の急用があるため救助という当初の意図を断念し、その場を離れたとしても、救助活動に協働しようとする他の人びとから非難を浴びることはおそらくないであろう。しかし、さきの協働関係に入った人びとのなかで、たとえばAEDをとりに行くという役割をになった個人が、その途中で緊急の約束事を思いだしたからといって自分の役割を放棄して去ろうとするならば、その個人は協働関係にある人びとから非難を受ける可能性がある。あるいは少なくとも、協働関係にある人びとは、その個人に「あなたはなぜ途中で自分の役割を投げだすのか」と理由をただすことができる立場にあり、それに対して当該個人は答えなければならない。この説明要求と応答責任の双対関係は、集合的な意図の共有によって生じるものであり、個人的な意図（の寄せ集め）からはでてこない。このように、集合的な意図は協働関係にはいった人びとに対してある種の拘束性をもつ。ウェーバー的な表現を用いれば、協働関係にはいった個人はみずからの役割の遂行を「義務づけられている」ものととらえ、またそれによってみずからの行為が規制されていくのである。²⁰ そうであれば、協働行為におけるこの「義務づけられている」という拘束性は、どこから生じるのであろうか。この点で参考となるのが、トマセロの主張である。

IV-2 協働行為における規範性の創出

認知心理学者のマイケル・トマセロは、学童期にいたるまでの人間の認知的発展過程を論じた著書のなかで、人間の協働（collaboration）の重要性を

19 この記述は、Gilbert [2014]、とくに同書第3章の論述に拠っている。なお、本稿では共有意図（shared intention）、共同意図（joint intention）、集合的意図（collective intention）はいずれも互換可能な用語とみなして記述している。

20 救助活動の事例に関連して、ウェーバーはつぎのように述べている：

関与者の一人ひとりが、そうすることがその協同行為の「意味」に合致している限りは、そしてその間は、当の現実の協同行為に参加し続けなければならないと考えるだろう…（p.91）

上記引用文での「意味」は「共同意図」と読みかえられる。

強調している (Tomasello [2019])。トマセロによれば、協働的相互作用において、パートナー関係にある人間はたがいの役割を理念化し、それゆえその役割は分担する主体とは独立的なものとして扱われることになるという (Tomasello [2019]:199)。たとえば、協働狩猟のためにパートナーシップを組んだ二人がいて、一方 (かりにAとする) が槍投げを、もう片方 (かりにBとする) が足跡の追跡を担当して、牡鹿を狩るとしよう。²¹AとBは、パートナーシップのもとの狩りの成功あるいは失敗の経験の積みかさねから、たがいにすべきその役割を理念化し、それを両者の共通基盤とする。共通基盤に組み込まれたこの理念的な役割は、それがAとBのどちらに割りふられようが、牡鹿を狩るという共同目標のためには二人のうち一人は投擲の、またもう一人は追跡の役割を果たさなければならない、という意味で不偏的である。つまり、役割をだれに割りふるかによって役割の理念が変化することはないという不偏性をもつ。かくして、理念的な役割は、時と場所におうじてどちらが担おうとも、AやB (の人格的なもの) とは独立的となる (Tomasello [2019]:200-201)。理念的な役割の適用におけるこの公平性は、パートナーたちがたがいを自分と同等のものとして扱い尊重することを促すことになる (自他等価性の視点)。それと同時に、適用における公正性は、自分 (わたし) の役割と相手 (あなた) の役割のそれぞれの成果を、相手と共有する理念的な役割から評価することになる (「わたしたち」という自他共有の視点からの評価)。トマセロは、このパートナーたちが自他等価なものとして尊重しあってたがいを遇し、また自他共有の視点から評価する関係を、二人称的關係 (second-personal relationship) と呼び、またそのような関係にあるそれぞれのパートナーは二人称的主体 (second-personal agent) であるとする (Tomasello [2019]:192, 201)。

協働的相互作用において、パートナーのそれぞれが個別の一人称的主体というよりも、「わたしたち」という二人称的主体としてあるということは、共同目標を達成するまでそれぞれが理念的な役割を継続するという、パートナー

²¹ 協働における狩猟の事例は、ゲーム理論でよく取りあげられる (鹿狩りゲーム)。しかし、トマセロは人びとの協働をゲーム理論で展開しようとしているのではなく、人類史のある段階 (ホモ・ハイデルベルゲンシスの時代) にあった初期ヒトの、そうしなければたがいに生存しえなくなったという意味での強制的な協働として説こうとする。Tomasello [2019]:15.これが真であれば、人びとの協働の歴史ははるか数十万年前にまで遡りうる。

たちの共同コミットメントを含んでいる。それゆえ、パートナーのどちらかが継続を中断することは、相手パートナーの同意がないかぎり、共同コミットメントを一方的に反故にする行為となる。上記の協働狩猟の例でいえば、A（またはB）が牡鹿を狩ることを途中で放棄して、たとえば目の前のウサギを捕らえるといった事態である。当然、B（またはA）は、相手パートナーが理念的な役割を果たさないことに対して「わたしたち」の立場から二人称的抗議をおこなうであろう。それは、相手の態度に対する個人的な好悪の感情を表明するというよりは、おたがいに同意した協働行為に相手パートナーが相応の尊敬を払わなかったことへの憤りの表明である。相手パートナーは、協力的な団体（協働狩猟団）にとどまりつづけたいとするならば、この抗議の正当性を認め、パートナーとパートナーシップに対する尊敬を回復しなければならない（ウサギではなく牡鹿の狩りに戻らなければならない）。かくして、共同コミットメントの違約者に対する二人称的抗議は、協働行為を推し進めていく際の社会的な自己調整装置として作用する（Tomasello [2019]:209）。つまり、人はたんに他者と協働活動に従事するだけでなく、他者と協働することでまさにこの協働活動をたがいに自己調整するようになる。トマセロは、この協働行為における自己調整の協力化（cooperativization of self-regulation）こそが、人間の規範的社会性や道徳性にとって本質的であるとみなす（Tomasello [2019]:214-15）。

当然のことながら、共同コミットメントにおける違反者に対する二人称的抗議が社会規範の強制へと展開するためには、二者間のパートナーシップから（見知らぬ人を含む）グループメンバーシップへの、また共同コミットメントから集合的コミットメントへの、そして二人称的な尊敬と公正からグループメンバーすべてへの尊敬と正義への、移行が必要となる。²²すなわち、トマセロによれば、社会規範（social norms）とはグループ全体が個人の行動に寄せる集合的な期待（collective expectations）なのである（Tomasello [2019]:249）。グループメンバーであれば、だれにでも期待される個人行動のあり方であり、

²² ここでいうグループとは、自分が直接に知っていなくとも、自分とおなじように見え、おなじように行為し、おなじようにしゃべる、人びとの集まりを指す。Tomasello [2019]:249. いわば、血縁、地縁を超えた類似性を備えた人びとの集まりである。

諸個人がおたがいをグループメンバーとしてどのように扱うべきかの方法が含まれる。したがって、そのような期待に背く行動をとるメンバーに対しては、(協働パートナーではなく) グループを代表した者が、(パートナーシップの利害ではなく) グループの利害のために、(パートナーシップ間の共通基盤ではなく) グループの文化的な共通基盤にもとづいて、(共同コミットメントではなく) 集合的コミットメントの、つまり社会規範の違反を咎め、規範を強制することになる (Tomasello [2019]:256)。この規範を強制する者は、個人的な見解を表明しているのではなく、文化を共時的に協調させるとともに通時的に伝達するグループの代表として行動する。したがって、トマセロは、規範の強制は個人的行為ではなく、第三者的で公平な立場にたったグループ指向的な文化行為 (group-minded cultural act) であるとする (Tomasello [2019]:257, 263-64)。グループ全体の正義という感覚から規範を犯したメンバーは罰せられ (応報的正義)、それによってグループメンバーは等しく尊敬をもって扱われ、グループの秩序がふたたび回復される (Tomasello [2019]:p.265)。

以上紹介したように、トマセロによれば、グループの規範は、始原的にはパートナー間の協働行為における自己調整の協力化に発し、やがてそれが文化グループメンバーによる集合的コミットメントとして共有されることで成立する。人びとはその属する集団の規範を尊重し順応することで、集団の一員として迎え入れられ相応に遇される (Tomasello [2019]:305)。集団内部での、集団指向的な「わたしたち」の認知的な形成をとおして、メンバーたるものはどのように考え、ふるまい、対応すべきかが「教え込まれ」、「義務づけられる」のである。かくして、ウェーバーが『カテゴリー』でくり返す「義務づけられている」という拘束性は、人びとが共有している規範意識にあり、その創出のはじめは人びとの社会的な協働行為に由来すると考えられる。

ただ一方で、ウェーバーも「合理的」秩序の経験的「妥当」は「習慣となったもの、慣れ親しんだもの、教え込まれたもの、いつも繰り返されるものには服するという諒解のうえに成立している」(p.124) と説いていた。秩序の妥当性の根拠を述べるこの箇所では、ある種の集合性が人びとの間に想定されているように思われる。言い換えれば、個人の「予想」(=将来の信念)と

いう個人的な志向性だけでは成立しえないもの、すなわちグループメンバー間に共有された集合的志向性が想定されていると思われる。そこで、ウェーバーの「共同行為」を、集合的志向性という人間に特有な心的状態の観点からあらためて考察することで、本稿のまとめとしよう。

IV-3 「共同行為」と集合的志向性

一般に「心の哲学」といわれる哲学領域では、人間は世界内の対象や事態に向けての、あるいはそれに関わるところの、心の能力をもつとされ、この心的状態の向性 (directedness) あるいは関与性 (aboutness) は志向性 (intentionality) と呼ばれている (サール [1983 = 1997]:1; サール [2010 = 2018]:35)。人は、ある対象や事態を欲したり、恐れたり、信じたり、あるいは意図する。これらの欲求、恐怖、信念、意図などは心理的様態 (類型) といわれ、これらの類型が向かうあるいは関わる個別の対象や事態が心的状態の内容となる。²³

ウェーバーの行為論と関連すると思われるのは、心的状態の内容というよりも、心理的様態 (類型) であり、それも類型の区別というよりはそれぞれの類型をどのように持つかの区別である。つぎのような例を考えてみよう：

- (a) わたしは意図する (家の庭づくりをする)
- (b) わたしたちは意図する (家の庭づくりをする)

上記の例では、「家の庭づくりをする」ことが心的状態の内容であり、(a) と (b) とで同一である。また、例示における類型はいずれも「意図する」であり、これが「欲求する」でも「信じる」でも置換可能な形で成立する。(a) と (b) との決定的な違いは、同一内容を類型 (心理的様態) としてもつ持ち方の違いにある。(a) はあくまでも個人が私的に抱く志向性のあり方であり、これを個人的志向性 (individual intentionality) と呼ぶとすれば、(b) はわ

²³ サール [1983 = 1997]:8; サール [2010 = 2018]:38. 心理的様態 (psychological mode) はサール [1983 = 1997] で、また類型 (type) はサール [2010 = 2018] で用いられているが、両者は置換可能なものとして使われている。

たしたちというグループが抱く志向性のあり方を指し、これは集合的志向性 (collective intentionality) と呼べる (サール [2010 = 2018]:65)。人が個人的志向性と集合的志向性のどちらも心的状態としてもつことが可能ということは、おそらく人間に特有な性質であろう。²⁴

ウェーバーにあって、とくにグループのメンバーとして集合的志向性をもつことに着目していると思われる。本稿は『カテゴリー』にほぼ限定して記述を進めているが、ウェーバー晩年の著作には、集合的志向性とみなせる語句の記述がなされている。たとえば、ウェーバーが晩年に講演し出版された『職業としての学問』では、アメリカ大統領選において最有力候補が政党の指名を受けることは稀であり、下位候補者が指名を受けることがよくあるという事例をとり上げて、つぎのように述べている：

もしこうした例について集団意志にもとづく人選の諸法則を研究したならば、きわめて興味深いことであろう。いまはこの点に立ち入ることはしない… (ウェーバー [1919 = 1980]:17)

ここで「集団意志」と邦訳されている原語は *Kollektivwillensbildung* であり、集合的意志形成とも訳せる。²⁵ さらに、ウェーバー最後の社会学方法論である『基礎概念』では、集合的な表象とその人間行為への規定性が明確に述べられている。すなわち、「国家」、「国民」、「株式会社」、「家族」といった「集合形象 (Kollektivgebilde)」は、「一部は現実の人間に… 実在し、一部は妥当すべきものとしてある何かについての表象である」(ウェーバー [1921 = 1987]:21)。そして、とくに近代国家という表象は、「人間の特有な共同行為 (Zusammenhandeln) の複合として」、人間「行為の経過の仕方に対してまったく強力な、往々まったく支配的な因果的意義をもつ」と述べる (同上)。ただし、ウェーバーにとって、集合的志向性の存在を認めることは、集合的主

²⁴ さまざまな比較実験と観察を繰り返してきたトマセロによれば、チンパンジーやボノボなど、人類にもっとも近縁な大型類人猿は、複雑な社会的認知スキルをもつものの、志向性を共有するという人間のスキルはもっていないという。Tomasello [2019]:13.

²⁵ この点については本研究会 (「企業の社会的責任の歴史的考察」) のメンバー、吉田隆氏から教授を受けた。記して感謝する。

体を認めることではない。「社会にとっては、…「行為する」集合人格というものはまったくない」(同上)のである。

以上のことから、本稿のまとめとして、つぎの点が指摘できる。第一に、人は個人的志向性と集合的志向性の二つの心的状態をもつことができ、このことはウェーバー自身もほぼ認めている点であったと思われる。とくにかれが秩序の成立と維持のかなめとみる「義務づけられている」という拘束性は、人びとの立ち振る舞いへの期待(集合的志向性)にもとづく規範意識を措いては考えられない。第二に、集合的志向性を認めることは、ウェーバーが指摘するように、ただちに「集合人格」=集合的行為主体を認めることを意味するものではない。存在として行為可能なのは個人であって、集合形象それ自体は身体性をもちえないからである。²⁶しかし、行為主体はあくまでも個人であるという立場に立脚しても、このことはそれら個人について「共に行為する個々人の主観において存在する」集合的志向性を否定するものではない。したがって第三に、「集合人格」という行為主体の存在の否定は、集合表象を個人的志向性に還元しなければならないことを意味するものではない。集合形成体の表象はあくまでも集合的志向性を基盤とするのであって、個々人の個人的志向性にもとづくものではないからである。意図と行為の間にある強い連関を想定すれば、この集合的志向性の個人的志向性への非還元性は、集合的行為を個人的行為に還元することが可能かどうかという問題を提起する。それゆえ第四に、存在論的にみて行為主体としては個々の人間以外にありえないとしても、また「共同行為」はこれらの個々の行為から構成されているとしても、ウェーバーの言うように、その「共同行為」のすべてを「参与している個々の行為へと還元すること」は可能なのかという問題が残される。

この最後の問題をいまここで十分に検討することはできないが、さしあたりつぎのことは課題の一つといえよう。ふたたびウェーバーの重傷者の救助事例をもちだせば、ここにおける人びとのとる共同行為は救助という共同意図(集合的志向性)にもとづいている(意図と行為の連関)。救助に参加する

²⁶ 集合表象は身体性をもちえないという意味でまたそのかぎりでは、それは擬制的(fictitious)であるといえよう。

参与者たちはそれぞれの役割（たとえばAEDをとりに行く）を果たそうとする。この各人の意図のあり方は、単独の個人として抱く意図のあり様ではなく、協働して救助目的を達成しようとする共同意図の一部として抱く意図のあり様である（集合意図と集合行為の連関）。²⁷救助に参加する参与者の意図が共同意図に基盤をおき、その一部としてのみ各人の役割が果たされるかぎり、また意図と行為の強い連関を想定するかぎり、共同行為を「参与している個々人の行為へと還元する」には、（その成否をふくめ）概念的・存在論的により綿密なツメの作業が必要とされる。この検討作業については、つぎの研究課題としたい。

補論——貨幣による交換

この補論では、最初に貨幣による交換が『カテゴリー』においてどのようにとらえられているのか、つぎに同じ事態が『基礎概念』ではどのように説明されているかをみていく。『カテゴリー』と『基礎概念』で貨幣による交換のとらえ方に違いがあるとすれば、そのことは両著におけるウェーバー行為概念の組み換えとどのような関連をもっているのかを考えることにしたい。

ウェーバーが『カテゴリー』で「交換」についてはじめて言及するのは、「「機関を欠いた」ゲゼルシャフト関係の極限事例」（p.71）として交換を位置づける箇所である。まず、なぜ交換がゲゼルシャフト関係なのであろうか。ウェーバーによれば、いかなる「法秩序」の存在からも抽象化された交換を考えた場合でも、交換では交換当事者の間につぎの諸点が「協定されている」という。すなわち：

- 1 命ぜられるものとして、交換財の占有の引き渡しと、場合によってはさらに第三者に対してその交換財の占有を保障する義務

²⁷ 意図はもちろん志向性の一つである。ライモ・トゥオメラは、意図もふくめ、個人が私人として抱く志向性の持ち様をI-mode、また（グループのため）グループとしてのわたしたちが抱く志向性の持ち様をwe-modeと呼んで、人が志向性をどのように持つのか、その様（mode）を区別する。Tuomela [2013]:79, 266. ウェーバーが言う共同行為は個々人の行為に還元できるとの主張は、トゥオメラの表現方法を用いれば、we-modeの意図にもとづく行為はI-modeの意図（の共有）にもとづく行為に還元可能という主張と意味解釈できる。

- 2 禁じられるものとして、引き渡した財を取り戻すこと
- 3 許されるものとして、交換によって得た財のいかなる部分をも随意に処分すること (p.71)

再言すれば、ゲゼルシャフト行為とは、制定された秩序にもとづいて立てられた予想に意味上準拠しつつ方向づけられた行為である。財の交換において交換当事者は上記の諸点についておたがいが協定した（占有の移転に関する協定）秩序にしたがって交換する。このために、交換はゲゼルシャフト関係といわれ、そのなかでおこなわれる交換行為はゲゼルシャフト行為となる。しかし、このゲゼルシャフト関係は、交換が終了すればただちに消失する。それゆえ、それは一時的であり短命である。「ゲゼルシャフト関係の合理的な理念型」(p.62)である「目的結社」を特徴づける、多年生的な人間関係を保障する条件（結社機関、目的資産、強制装置など）を欠いているために、交換は「機関を欠いたゲゼルシャフト関係の極限事例」であるとされる。²⁸

その一方で、ウェーバーによれば、ゲゼルシャフト関係を生成する行為、つまり「ゲゼルシャフト関係形成行為」は、「必ずしもゲゼルシャフト関係にある人々自身の行為の予想のみに準拠させられるとは限らない…。交換という事例でのゲゼルシャフト関係形成は、それ〔ゲゼルシャフト関係にある人びと〕以外に、直接関わらない第三者も交換の結果すなわち「占有の移転」を「尊重する」であろうという予想にも準拠してなされるのである」(p.72)と述べる。ここでいう「第三者」とは、当該の交換関係を形成する当事者ではない者、つまり当該交換に関して協定をおこなう直接の当事者ではない者を指す。したがって、この「第三者」の行動について立てた予想とその主観的な可能性に方向づけられる行為それ自体は、ゲゼルシャフト行為ではなく、ゲマインシャフト行為となる (p.72)。

交換において、たがいの占有物の移転に関する協定を結ぶ交換当事者では

²⁸ このことについて、ウェーバーはつぎのように述べている：

交換は一般に持続的な〔多年生の〕「形成体」としては現れない…。交換行為が大量現象として現れるような場合も、さらにはそれが相互に因果的に関連しあっているような大量現象（「市場」）として現れる場合でも、もちろんそれは目的結社という形成体をなすことは決してなく、全く逆に、目的結社とは根本的に区別される (p.72)

なく、それとは関係のない第三者の行動について予想がたてられ、またその主観的に見積もった可能性に方向づけられるゲマインシャフト行為が立ちあらわれるのはなぜなのであろうか。「交換行為が…相互に因果的に関連しあっているような大量現象」がみられる「市場」(p.72)においては、交換志望者の間で占有物の交換比率をめぐってさまざまな予想と交渉がなされることが想定される。自己の占有物と他者の占有物とのより有利な交換比率を求めて、直接的な交換希望者のみならず、現実的なあるいは潜在的な第三者の交換希望者の行動にも関心を払わざるをえないであろう。だが、この現実的なあるいは潜在的な第三の交換希望者も「交換の結果すなわち「占有の移転」を「尊重する」であろうという予想」とは、なにを意味しているのであろうか。「占有の移転」がなされるのは協定が成立した交換当事者の間だけであるが、第三者はなぜ「占有の移転」を「尊重する」のであろうか。

第三者が交換の結果を「尊重する」であろうという予想とは、交換の媒介として貨幣が人びとの間で流通する可能性を指示するものと考えられる。ウェーバーは貨幣を利用した交換について、つぎのように述べている：

「貨幣」による目的合理的な交換は、どれも、交換相手とのゲゼルシャフト関係形成としての個々の実行行為とならんで、ただ漠然と思い浮かべられている、あるいは思い浮かべることができる範囲の、現実的・可能的な、貨幣所持者、貨幣希求者、あるいは貨幣交換志望者の将来の行為への意味上の関係づけをふくんでいる。というのは、他の人もまた貨幣を「受け取る」であろうという、貨幣使用をそもそも可能にするような予想に準拠して、当の行為はなされるからである (pp.77-78)

かくして、第三者が交換の結果を「尊重する」であろうという予想とは、第三者もまた「貨幣を受け取る」であろうという予想のことである。この予想が実現する可能性が経験的に妥当するのは、第三者がその予想を「自分の行動にとって意味上「妥当なもの」として実際に扱うであろうという蓋然性が客観的に存在している」(p.86) からである。つまり、「(協定が存在しないにもかかわらず) 諒解によって、交換における貨幣の媒介機能が支えられて

いるのである。²⁹

注意すべきは、ウェーバーはここで「貨幣」の生成過程、その神秘的な謎を解き明かそうとしているわけではないことである。流通、支払、蓄蔵など貨幣の機能を支えているのは人びとの日常的な諒解行為にあること、つまり、その貨幣の機能を自分の行動にとって意味上「妥当なもの」とする諒解やそれにもとづく諒解行為にあることを述べているのである。

他方、『基礎概念』では、貨幣による交換はどのように説かれているのだろうか。周知のとおり、ウェーバーは『基礎概念』において、『カテゴリー』における三つの基本的な行為類型（ゲマインシャフト行為、ゲゼルシャフト行為、諒解行為）を廃し、「社会的行為」に一元化するとともに、その社会的行為を動機の違いによって四つの行為種類（目的合理的、価値合理的、感動的、伝統的）に分類した（『基礎概念』:35-36）。これにともなって、貨幣による交換についても、ただつぎのように説明されるだけとなった：

「貨幣」は、行為者が交換において受け取る一つの交換財を意味する。それは、かれがきわめて多くの、しかも未知で不特定多数の他者が将来交換においてこれを受け取るつもりでいるだろうという期待にかれの行為を方向づけるからである（『基礎概念』:32）

『カテゴリー』の貨幣の使用は諒解にもとづいているという文言は拭いさられており、貨幣そのものについての言及も『基礎概念』では少なくなっている。³⁰ それにかわっていまや前面に押しだされるのは市場における関係者の利害の均衡と一致である。すなわち：

市場に利害をもつ人々は、まさに、自己の行動を、「手段」として、「目的」

²⁹ ウェーバーはつぎのように述べている：

貨幣使用の場合…の諒解は、当該交換行為に際して本人が抱く意味において貨幣として扱われている財を、未知の多数の人々が、債務の支払いのための、すなわち、ある「義務づけられた」ものとして妥当しているゲマインシャフト行為の履行のための、「有効な」手段と扱う可能性として存立している（p.90）

³⁰ 『基礎概念』で「貨幣」が言及されるのは、上記引用文以外では、悪貨が良貨を駆逐するというグレシャムの法則を紹介した箇所にかぎられている。『基礎概念』:16。

としての自己の類型的、主観的な経済的利害に方向づけ、そして、この目的を達成するための「条件」としての、同様に類型的な期待に方向づけるのであって、かれらはこの期待を他の人々の予想しうる行動からもつにいたる。市場に利害をもつ人々は、より厳密に目的合理的に行為すればするほど、ますます同様に所与の状況に対して反応する。こうしてかれらの定位と行為のうちに斉一性と規則正しさと継続性が生ずるのであって、これらは、或る範囲の人々に事実上「拘束的」なものとして妥当する規範と義務に行為が方向づけられる場合よりも、きわめてしばしばはるかに安定している（『基礎概念』:45）

つまり、市場関係者は、①自分の「目的」である「経済的利害」にむけて、また②その目的達成のための条件として他の利害関係者に関して予測できる行動から抱く「期待」にむけて、③自分の行動を「手段」として方向づける（目的－手段合理性）。市場関係者がたがいに「目的合理的に行為すれば」、そこには「斉一性」、「規則」性、「継続性」が生まれ、これは「拘束的」な「規範」や「義務」に方向づけられた行為よりも「しばしばはるかに安定している」。あるいは少なくとも、「赤裸々な、自己の利害状態と他人の利害状態への方向づけが、規格化（Normierung）によって…強制されるものと同等の結果をもたらす」（『基礎概念』:45）という現象が成立する。このような現象を押しすすめる駆動力は目的合理的な行為である。かくして、「行為の「合理化」の一つの本質的な要素は、なじんだ慣習への内的順応を利害状態への計画的適応によって置き換えることである」（『基礎概念』:45）。

この「なじんだ慣習への内的順応を利害状態への計画的適応によって置き換える」との表現は、「秩序の経験的「妥当」が、…習慣となったもの、慣れ親しんだもの、教え込まれたもの、いつも繰り返されるものには服するという諒解のうえに成立する」（p.124）という『カテゴリー』の諒解行為を目的合理的行為に置き換えたことを意味している。『カテゴリー』において、制定された秩序に準拠したゲゼルシャフト行為が織りなす社会関係である Vergesellschaftung は、『基礎概念』ではいまや社会的行為が合理的に秩序づけられた利害調整や利害結合にもとづく場合の社会関係（「利益社会関係」）

として組みなおされる（『基礎概念』:62）。それとともに、諒解も諒解行為も、さらにはゲマインシャフト行為もゲゼルシャフト行為も行為類型としては消失し、すべてが「社会的行為」に一元化されるにいたった。

以上、『カテゴリー』と『基礎概念』における貨幣による交換の説き方（の変遷）をみてきた。『カテゴリー』では貨幣の媒介機能そのものを取りあげて、これを人びとの「諒解」に求めるという視点を提示する。対して『基礎概念』では、交換における貨幣の媒介機能がそれ自体として説かれるというよりも、市場関係者の目的－手段合理性にもとづく経済的利害の追及が、制定律の欠如にもかかわらず、「斉一的・規則的・継続的」秩序の形成をもたらすことに説明の力点がおかれている。ただ、両著ではこのような違いがあるものの、個々の行為者の主観的な意味づけにもとづいた、他者の行動についての予想とその実現可能性という、ウェーバー行為論の基本的視点は変化していないと考えられる。

参考文献

- Gilbert, Margaret [2014], *Joint Commitment. How We Make the Social World*. Oxford University Press.
- 松井 克浩 [2007] 『ヴェーバー社会理論のダイナミクス:「諒解」概念による「経済社会」の再検討』 未来社
- 折原 浩 [2013] 『日独ヴェーバー論争『経済と社会』(旧稿) 全編の読解による比較歴史社会学の再構築に向けて』 未来社
- サル、ジョン・R (Searle, John R. 坂本百大訳) [1983 = 1997] 『志向性——心の哲学』 誠信書房
- サル、ジョン・R (Searle, John R. 三谷武司訳) [2010 = 2018] 『社会的世界の政策: 人間文明の構造』 勁草書房
- Tomasello, Michael [2019], *Becoming Human. A Theory of Ontogeny*. Harvard University Press: Cambridge, Massachusetts.
- Tuomela, Raimo [2013], *Social Ontology. Collective Intentionality and Group Agents*, Oxford University Press.

ウェーバー, マックス (Weber, Max. 海老原明夫・中野敏男訳) [1913 = 1990] 『理解社会学のカテゴリー』 未来社

ウェーバー, マックス (Weber, Max. 尾高邦雄訳) [1919 = 1980] 『職業としての学問』 岩波文庫

ウェーバー, マックス (Weber, Max. 阿閉吉男・内藤莞爾訳) [1921 = 1987] 『社会学の基礎概念』 厚生社厚生閣